

原子力施設等におけるトピックス
(令和4年1月31日～2月6日)

令和4年2月9日
原 子 力 規 制 庁

○令和4年1月31日～2月6日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名 | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
| | | | 該当なし | |

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和4年1月31日～2月6日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

| 発表日 | 事業者名 | 事業所名 | 件名 | 備考 |
|-------|----------|-------|--------------------------------|----|
| 1月31日 | 関西電力株式会社 | 高浜発電所 | 高浜発電所1、2号機アスファルト固化建屋における火災について | |

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス

該当なし

<その他>

該当なし

(別紙) 関西電力株式会社 HP 掲載資料

別紙

高浜発電所1、2号機アスファルト固化建屋における火災について

2022年1月31日
関西電力株式会社

定期検査中の高浜発電所1、2号機のアスファルト固化建屋^{*1}（管理区域）において、本日17時43分、火災報知器が発報したため、現場作業員が直ちに消火を行うとともに、当社社員が17時46分に119番通報を行いました。

現場では、雑固体焼却設備セラミックフィルタ^{*2}を収納している金属容器の内側で溶接補修を行っていたところ、溶接の熱が容器の外側に伝わり、外部を養生していたビニールシートが発火しました。

発火を確認した現場作業員が、直ちに水噴霧器を用いて消火しました。

その後、消防署員による現場確認が行われ、18時42分に鎮火が確認されました。

なお、本件において負傷者は発生しておらず、環境への放射能の影響はありません。また、容器本体ならびに周辺機器に影響はありません。

※1 放射線管理区域で発生する液体廃棄物をアスファルトで固体化する装置と雑固体を焼却する装置を設置している建屋

※2 焼却炉の排ガスから灰を除去するために設けているセラミック製（耐熱性を備えた）のフィルタ

以上

(関西電力株式会社HP掲載)